



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 ディーブイェックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 千葉 茂
(コード番号：3079 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員経営管理部長 平能 直弘
電 話 03-5985-6827

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「目的」の変更

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業の目的事項の一部を変更するものであります。

(2) 根拠条文の項数変更

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、会社法における補欠役員の選任に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

(3) 上記のほか、規定の明確化を図るため、文言の追加及び字句の修正等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

<p>(1)～(9) (条文省略)</p> <p>(10)前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p> <p>第8条～第12条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に<u>関し</u>、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、<u>連結</u>計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省<u>例</u>に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第30条 (条文省略)</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</p>	<p>(1)～(9) (現行どおり)</p> <p>(10)前各号に付帯または関連する一切の業務<u>および投資</u></p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第7条 当社の単元未満株主は、<u>その有する単元未満株式について</u>、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>第8条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に<u>際し</u>、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>および</u>連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省<u>令</u>に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</p>
--	---

第32条 (監査役の任期) 第33条 2. 3. 会社法第329条第2項の規定に基づき 選任された補欠監査役の選任決議が 効力を有する期間は、選任後4年以 内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の開始の 時までとする。 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任し た場合の任期は、退任した監査役の 任期が満了するまでとする。ただし、 選任後4年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時を超えることができ ない。	(条文省略)	第32条 (監査役の任期) 第33条 2. 3. 会社法第329条第3項の規定に基づき 選任された補欠監査役の選任決議が 効力を有する期間は、選任後4年以 内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の開始の 時までとする。 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任し た場合の任期は、退任した監査役の 任期が満了する時までとする。ただ し、選任後4年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時を超えることが できない。	(現行どおり)
---	--------	--	---------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月28日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成28年6月28日(火曜日)

以 上